

荒川区生活安全条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>所有者等</u> 区内に存する土地又は建物を所有し、管理し、又は占有する<u>もの</u>をいう。</p> <p>(区の責務)</p> <p>第3条 区は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施するよう努めるものとする。</p> <p>(1) から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 地域における犯罪を未然に防止するための区民等及び事業者への注意喚起及び啓発</u></p> <p><u>(5) 犯罪により区民生活、事業活動等に生じる不当な影響を防止し、及び排除するための活動の促進</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(区民等の責務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 区民等は、犯罪が行われた、又は行われようとしているものと認識したときは、速やかに区及び警察署等関係行政機関に通報するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>3 区民等は、犯罪の防止に関する区等の啓発活動に協力するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>4 前項に掲げるもののほか、区民等は、生活安全に関する区の施策に協力するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>占有者等</u> 区内に存する土地又は建物を所有し、管理し、又は占有する<u>者</u>をいう。</p> <p>(区の責務)</p> <p>第3条 区は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施するよう努めるものとする。</p> <p>(1) から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(区民等の責務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 区民等は、生活安全に関する区の施策に協力するよう努めるものとする。</u></p>

(事業者の責務)

第5条 事業者は、法令等を遵守して事業活動を行うものとする。

- 2 事業者は、事業活動の安全を確保するために自ら必要な措置を講ずるとともに、生活安全活動の推進に努めるものとする。
- 3 事業者は、犯罪が行われた、又は行われようとしているものと認識したときは、速やかに区及び警察署等関係行政機関に通報するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、犯罪の防止に関する区等の啓発活動に協力するよう努めるものとする。
- 5 前項に掲げるもののほか、事業者は、生活安全に関する区の施策に協力するよう努めるものとする。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その土地又は建物に係る安全な環境の確保に努めるとともに、生活安全活動の推進に努めるものとする。

- 2 所有者等は、生活安全に関する区の施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 所有者等は、犯罪を未然に防ぐため、区内に存する土地又は建物の売払い、貸付け等を行うに当たっては、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員のほか、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。以下「暴力団等」という。）に居住させ、又は使用させないように努めるものとする。
- 4 所有者等は、区内に存する土地又は建物の売払い、貸付け等を行うに当たっては、次に掲げる内容を含めた契約を締結するよう努めるものとする。
 - (1) 契約締結後に、暴力団等が居住し、又は使用することが判明したときは、催告を要せず当該契約を解除することが

(事業者の責務)

第5条

事業者は、事業活動の安全を確保するために自ら必要な措置を講ずるとともに、生活安全活動の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、生活安全に関する区の施策に協力するよう努めるものとする。

(占有者等の責務)

第6条 占有者等は、その土地又は建物に係る安全な環境の確保に努めるとともに、生活安全活動の推進に努めるものとする。

- 2 占有者等は、生活安全に関する区の施策に協力するよう努めるものとする。

できること。

(2) 当該土地又は建物が暴力団等による犯罪に用いられたときは、特段の事情のない限り、催告を要せず当該契約を解除することができること。

5 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者は、その代理し、又は媒介する土地又は建物の売払い、貸付け等を行うものに対し、前2項の規定を遵守するために必要な助言又は情報の提供を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。